

◇ウインドウ②◇特別法による対抗要件

1993年に制定された「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」（特定債権法とか特債法と略称された~~る~~）は、多数の顧客に対する少額の債権を有するリース業者やクレジット業者の資金需要に対応し、~~た（内田Ⅲ218～9頁に簡潔な説明がある）。~~

~~特定事業者は、複数の顧客に対して有する少額の債権（特定債権）を一括して、特定債権等譲受業者に譲渡する。次に、その譲渡の対価である代金債権を小口債権に分割し、小口債権販売業者を通じて、これを投資家に販売する。これによって資金を調達できることになる。~~

~~この特定債権の債権譲渡について新聞公告がされると確定日付ある通知があったものとすることのみなされ、対抗要件が一举に具備できるとしたことになる（特定債権7条）。しかし、この法律は、主務官庁の許可ときわめて厳重な監督の下に運営される特定業界のための制度で役割が限られてい別の制度に限定したものであつた（2004年末に廃止）。~~

そこで、より一般的に債権を流動化させる方策として、法人が譲渡人である場合につき、登記による対抗要件具備を定めた「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（債権譲渡特例法と略される）が1998年に制定された（早貸淳子「債権譲渡登記制度の概要」金法1526号6頁）。もっとも、特定債権法では第三債務者を表示しなければならな~~かった~~（~~特債法施行規則7条3号イ~~）、債権譲渡特例法でも第三債務者の氏名や住所が登記のために必要となるので（債権譲渡登記規則6条1項2号）、第三債務者が不特定の債権譲渡担保は登記ができず第三者に対抗できなかった。なお、同法に関連して、最判平14・10・10民集56巻8号1742頁は、始期のみを記載した債権譲渡登記では、始期当日以外の日に発生した債権が譲渡されたか否か認識できないので、そのような債権についての対抗要件とは認められないとした。

債権譲渡特例法の名称を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（動産・債権譲渡特例法と略す）と改め、動産譲渡登記制度を導入した2004年の改正により、第三債務者が特定されていない将来債権の譲渡も可能となった（荒木新五『新しい保証制度と動産・債権譲渡登記制度』を参照）。同法は2005年10月3日に施行された。